

Progress~進歩~
 一期一会

4月・・・。
 新年度を迎え、なんとなく心がウキウキしてきませんか。
 わが事務所にも、またひとり仲間が増えました。
 新しい風が吹き込んで、心地よい緊張感があります。
 そこで、今月のテーマは・・・

【**新年度を迎えて**】

1.平成24年4月1日以後開始事業年度適用税制改正

法人税率の引き下げ

基本税率(国税)が、**30%から25.5%**に下がります。

中小法人の軽減税率及びその特例の引き下げ

中小法人等の所得金額のうち年800万円以下の部分の軽減税率(本則)が、**22%から19%**に下がります。

それに伴い特例として、現在適用されている軽減税率も**18%から15%**に下がります。

但し、3年間は**基本法人税額の10%**が、復興特別法人税として付加されます。

* 中小法人とは各事業年度終了時において資本金の額が1億円以下であるものをいいます。

平成24年4月1日以後取得減価償却資産の償却率の見直し

定率法の償却率が、**定額法の償却率の2.5倍から2.0倍**と償却速度が緩やかになり、償却できる額が少なくなります。

但し、平成24年中は経過措置がありますので詳しいことは三宅事務所までお問い合わせ下さい。

欠損金の繰越期間の延長

平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた青色欠損金や

青色申告未提出年度の災害損失金の繰越期間が、**7年から9年**に延長されました。

但し、欠損金発生事業年度の帳簿書類の保存が要件となります。

仕入税額控除における「95%ルール」の適用要件の見直し

一般課税申告事業者の課税仕入に係る消費税額の全額控除の要件

従前: 当課税期間における課税売上割合95%以上の事業者

改正後: 当課税期間における**課税売上割合95%以上かつ課税売上高5億円以下**

(つまり課税売上高5億円超の事業者は、少しでも非課税売上があると

課税仕入に係る消費税額の全額控除ができなくなるということです。)

** 税法についてのお問い合わせは、お気軽に当事務所までご連絡ください**



2.入社手続きについて

従業員を採用する(した)ときには、さまざまな手続きを行わなければなりません。
 手続きには、法律で定められたものと、社内規定に基づいて行うものがあります。

採用決定

契約期間、業務の内容、賃金等が記載された「労働条件通知書」などによる。
 労働条件同意後に採用決定し、入社日と必要書類を通知する。

必要書類を預かる

社内規定による書類としては、「入社承諾書」「誓約書」「身元保証書」「卒業・成績証明」「健康診断書」などがあります。また、給与振込金融機関や通勤距離等も確認！
 法定書類としては、給与事務では「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や、20歳以上の新入社員より「年金手帳」、雇用保険に加入したことがある新入社員からは「雇用保険被保険者証」等を預かります。

諸手続き

社会保険・・・**入社5日以内** 年金と健康保険に係わる手続きで、健康保険証が交付されます。

必要書類: 年金手帳・扶養の家族がいる場合は、扶養条件確認のための所得証明が必要となります。

届出書類: 「健康保険・厚生年金被保険者資格取得届」(加入)
 「健康保険被扶養者(異動)届」(扶養家族の届出)

手続場所: 報酬月額(給与額)決定後に社会保険事務所に届出

雇用保険・・・**入社した日の属する月の翌月10日まで** 失業保険を受けるとき必要な「被保険者証」が交付されます。

必要書類: 新規採用の場合は、特にありません。

中途採用の場合には、雇用保険被保険者証など被保険者番号の確認できるもの

届出書類: 「雇用保険資格取得届」「出勤簿」「労働者名簿」「雇用保険被保険者証」(ない場合は履歴書)

手続場所: ハローワークに届出

3.社員教育

わが事務所では、新入社員の方の採用が決定してから、入社までのあいだに何冊かの本を読んで頂きます。
 『働く』ことを考えていただけたらと思っています。

- 「できる新入社員になる」 寺松輝彦著
- 「平成社員心得帳」 木村重男著
- 「ツキを呼ぶ魔法の言葉」 五日市剛著



他にも、「働き方」 稲盛和夫著・「かもの法則」 西田文郎著なども薦めます。
 仕事を覚えることも大変でしょうが、毎日1ページづつでも本が読めるといいですね。

<4月スケジュール>

10	火	*源泉所得税(3月分)の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
20	金	*個人所得税 振替納税日
25	水	*個人消費税 振替納税日
30	月	*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*3月分の社会保険料の納付期限
		*8月決算法人の中間申告・予定申告 納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の5月、8月、11月決算法人)

- ・ 4/30(月)は振替休日ですので、期限は5/1(火)となります。
- ・ 個人確定申告の所得税・消費税の振替納税があります。
通帳残高の確認をお願い致します。

<次月予告>

4月1日付けで当事務所にも新しい仲間が1人増えました。
 寺田早織(てらだ さおり)です。
 2日に入社式を行いました。
 入社式の様子や、自己紹介については来月号のProgressに掲載したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。



<Vision>

毎月開催中の
経営計画書作成セミナー: 「Vision」
 今月の開催日は**4月12日(木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
 ぜひご参加下さい。



開催日	対象者	申込期限
5月17日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月10日(木)
6月14日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月7日(木)
7月12日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月5日(木)

<おわび>

近隣のNTT工事のため下記の日時、電話・FAXの通信が一時的にお客様側のみにコール音がするだけで、当事務所には繋がらない状態になるそうです。
 お客様にはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願ひいたします。

平成24年4月5日(木)
 12時30分から13時30分

